平成２３年（フ）第９２０号
福岡市南区五十川２丁目11番21―602号
債務者　堀江　恵次
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９２６号
福岡県糸島市曽根721―８
債務者　友永　聖子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９４０号
福岡市南区桧原１丁目34番20号
債務者　高田江佐央
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９４７号
福岡市南区三宅３丁目13番30号
債務者　諸田伊佐夫
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９４８号
福岡市南区三宅３丁目13番30号
債務者　諸田　正子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９６７号
福岡県宗像市鐘崎219番地９
債務者　吉田　裕子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９７４号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目16番17号
債務者　片原　五月
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９８１号
福岡市早良区城西３丁目10番11―205号
債務者　合力　節子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９９５号
福岡市城南区樋井川７丁目２番13―101号
債務者　橋本亜由美（旧姓横尾）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１００６号
福岡市早良区室住団地10番302号
債務者　川井進太郎
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０２１号
福岡市南区老司３丁目28番16号
債務者　原　　康夫
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０２２号
福岡市城南区長尾１丁目９番11―105号
債務者　原　　和利
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０２４号
福岡県朝倉市杷木林田451番地林田団地８号
債務者　高木小百合
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０６５号
福岡市中央区薬院４丁目18番14号
債務者　松園　美幸
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０９８号
福岡市早良区百道３丁目18番８号
債務者　前田　和美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１０９号
福岡市西区生の松原３丁目18番９号
債務者　池田　繁行
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１３３号
福岡市西区生の松原２丁目４番16―105号
債務者　池田　富子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８９号
佐賀県伊万里市二里町大里乙3614番地７
債務者　桑原ほづみ
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部